


■ 防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説

目 次

計画の策定にあたって	P 1
はじめに	P 9
第 1 章 対象とする災害	P 1 2
(1) 本計画にて対象とする災害	P 1 2
第 2 章 都市レベル及び地区レベルの課題整理（防災まちづくり情報マップ作成による検討）	P 1 5
(1) 都市レベルの課題整理	P 1 5
①都市レベルの災害リスクの評価	P 1 5
②都市レベルの施策の実施状況と課題	P 1 5
(2) 地区レベルの課題整理	P 2 2
①課題のある地区（重点地区・施設等）の抽出	P 2 2
②地区レベルの災害リスクの評価	P 2 4
③地区レベルの施策の実施状況と課題	P 2 6
第 3 章 防災都市づくりの基本方針	P 3 3
(1) 都市レベルの基本方針	P 3 3
(2) 地区レベルの基本方針	P 3 4
第 4 章 防災都市づくりの具体的施策	P 3 9
(1) 地震対策の推進	P 3 9
①都市レベルの施策の重点化	P 3 9
②地区レベルの施策の重点化	P 4 2
(2) 津波対策の推進	P 4 3
①都市レベルの施策の重点化	P 4 3
②地区レベルの施策の重点化	P 4 6
(3) 水害対策の推進	P 4 9
①都市レベルの施策の重点化	P 4 9
②地区レベルの施策の重点化	P 5 2
第 5 章 計画の評価（PDCA）	P 7 2
①計画の見直し	P 7 2
②定期的な施策の評価手法	P 7 2

計画の策定にあたって

(本解説の内容)

「防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説（以下、本解説）」は、「防災都市づくり策定指針」に基づき、市町村の都市部局担当者が、対象災害の設定、災害リスク情報を活用した課題整理、防災都市づくりの基本方針や具体的施策のとりまとめ、計画の更新等を行う際の手順書として、防災都市づくり計画の記載例と検討の留意点を解説したものである（モデル計画の記載例を四角囲い内（）にゴシックで示し、その内容について解説を加える構成としている）。

また、本解説に関連する事例（災害リスク情報の活用事例や防災まちづくり情報マップによる課題整理事例、防災都市づくり施策に関する検討事例等）については、別添の「防災都市づくり計画策定に係る参考事例集」を参照可能な形式としている。

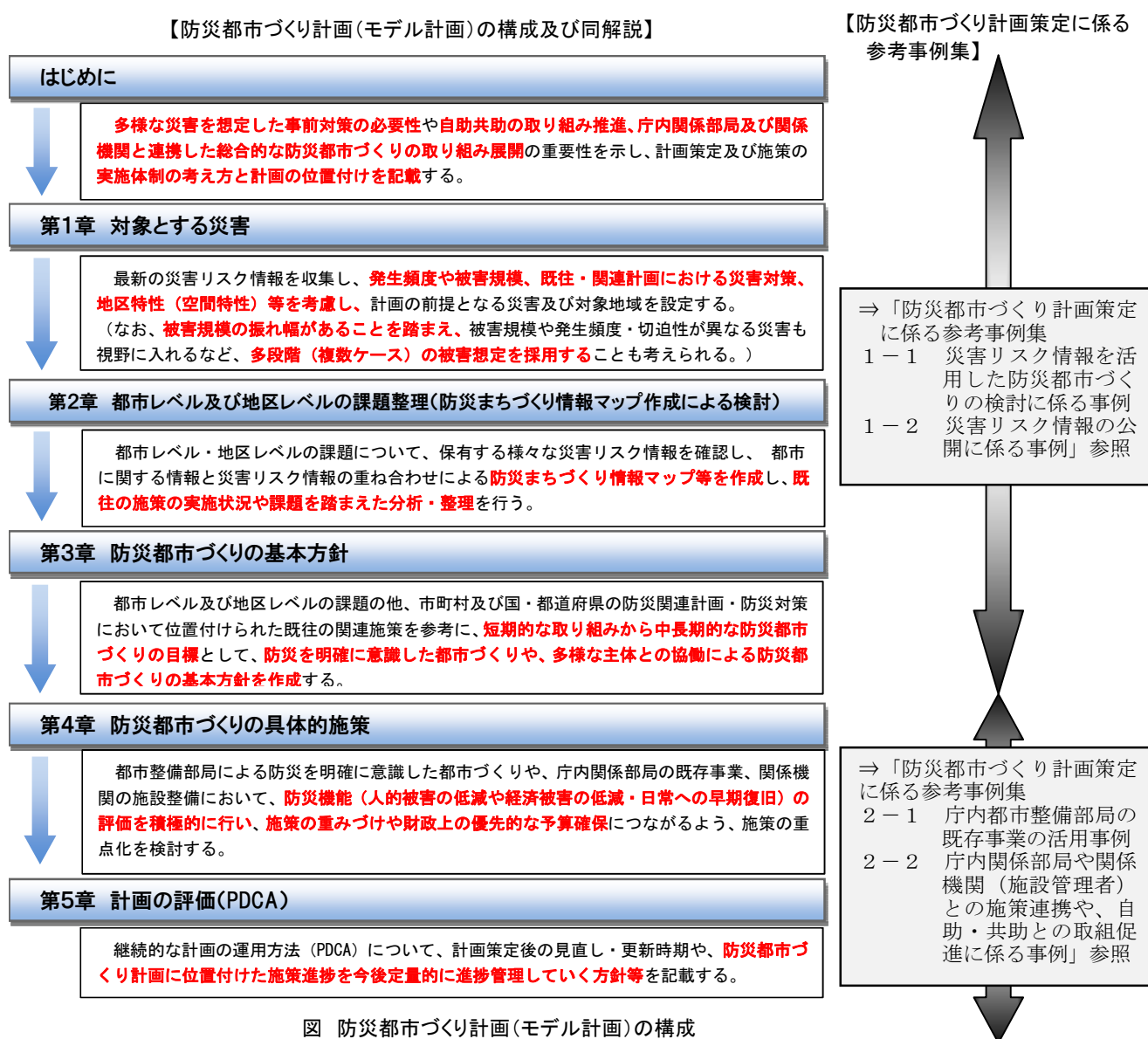


図 防災都市づくり計画(モデル計画)の構成

(計画の策定や具体的施策の検討体制について)

計画の策定にあたっては、都市整備部局が中心となり、防災、土木、医療・福祉、教育等の庁内関係部局や、国・都道府県等の関係機関と連携し、計画策定や具体的施策の検討及び実施体制を構築することが必要となる。

また、都市整備部局は、地域防災計画や都市計画マスタープラン等の既存の庁内検討体制を活用することや、津波防災地域づくりに関する推進計画や水害に強い地域づくり協議会等における関係機関等との協議・調整の場も活用しながら、関係部局・関係機関へ必要な働きかけを行い、計画に位置付けた具体的施策の推進を図ることが重要である。

■ 計画の庁内検討体制

本計画の策定にあたっては、都市整備部局が中心となり、庁内関係部局と連携し、具体的施策の検討体制を構築する。

計画策定や施策検討に係る庁内検討体制については、都市整備部局が関係部局に働きかけ、新たな体制構築を図る場合と、地域防災計画や都市計画マスタープラン等の既存の庁内検討体制を活用する場合が考えられる。

○ 計画策定や施策検討に係る庁内検討体制構築のパターン

- ① 計画策定に係る新たな庁内検討体制を構築する場合（都市整備部局が関係部局に働きかける）
 - ⇒ 計画策定時において、関係部局と連携可能な施策を協議・検討し、空間整備に係る具体的施策の役割分担について調整を行う。

表 庁内検討体制における主な関係部局の構成と計画策定や施策検討に係る主な役割

主な関係部局		計画策定や施策検討に係る主な役割
都市整備部局	都市計画・土地利用等担当課、街路担当課、市街地整備・まちづくり担当課、市街地開発事業担当課、公園・緑地担当課、許認可・指導担当課、下水道担当課 等	<input type="checkbox"/> 計画策定窓口（担当事務局） <input type="checkbox"/> 市街地整備関連事業や地区レベルのまちづくりに係る検討 <input type="checkbox"/> 既存の市街地整備に係る各事業について防災機能を確保
企画・政策部局	政策企画担当課、復興計画担当課等	<input type="checkbox"/> 総合計画（基本構想・基本計画）、復興計画との整合・反映
土木部局	道路整備担当課、河川整備担当課等	<input type="checkbox"/> 既往事業を活用した、施設整備に合わせた防災機能の確保
防災部局	防災計画・危機管理計画担当課等	<input type="checkbox"/> 把握、保有する多様な災害リスク情報の編集・提供 <input type="checkbox"/> 防災関連計画検討時における分析結果等の情報提供
医療・福祉部局	病院施設管理者、福祉施設管理者 高齢者福祉担当課、障がい者福祉担当課、子育て福祉担当課等	<input type="checkbox"/> 施設立地時における医療・福祉施設等の防災性確保に係る指導 <input type="checkbox"/> 地域の災害時要援護者の情報や要援護者施設の立地状況を踏まえた円滑な避難支援体制の確保 <input type="checkbox"/> 福祉のまちづくりや要援護者支援プラン等との整合・反映

教育部局	学校施設管理者等	□避難施設に位置付けられた文教施設の防災機能確保 □災害時における施設運営等の防災体制の強化
地域振興部局	地域振興担当課等	□地域における日常からの自助共助の取り組み推進方策の検討

②地域防災計画の検討体制（防災部局が事務局となる全庁的な検討体制）を活用する場合

⇒地域防災計画の見直しに併せ防災都市づくり計画を策定し、地域防災計画の予防計画に位置付け・整合を図る。

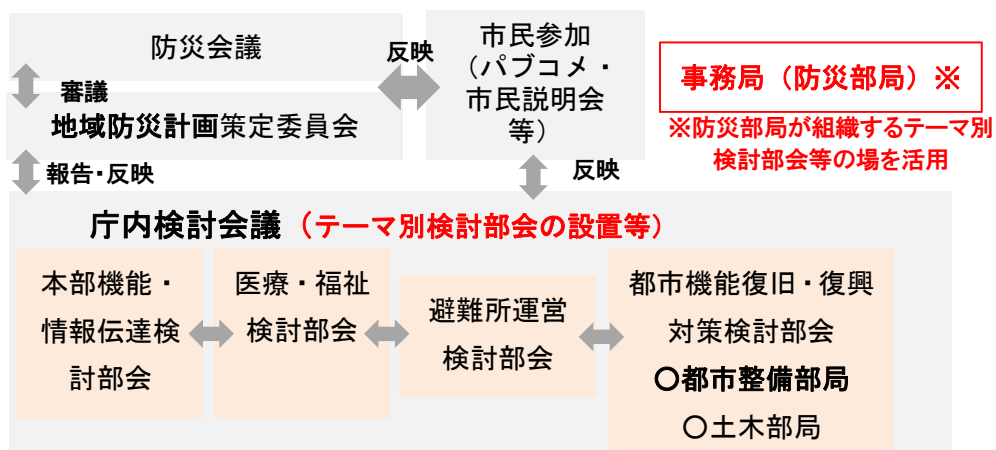


図 地域防災計画の検討体制の活用例

③都市計画マスタープランの検討体制（都市計画・土地利用担当課が事務局となる全庁的な検討体制）を活用する場合

⇒都市計画マスタープラン改訂時において、防災都市づくり計画検討における災害リスク情報を踏まえた課題整理・基本方針・具体的施策を反映する。

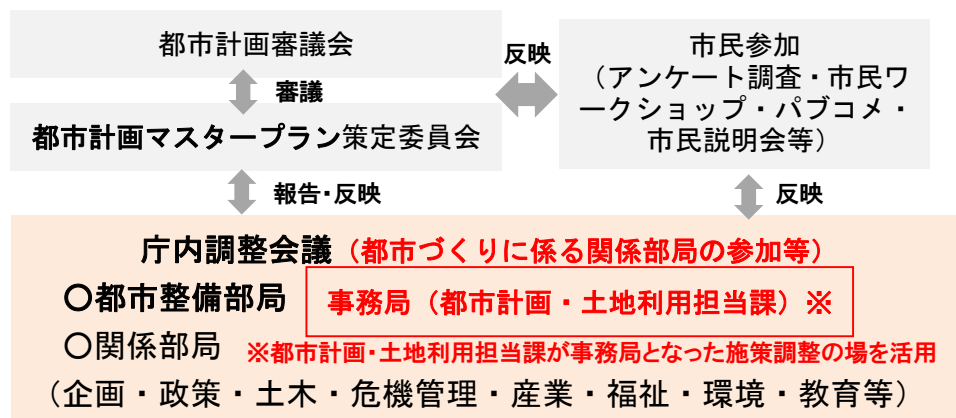


図 都市計画マスタープランの検討体制の活用例

■国・都道府県等の関係機関や地域との連携体制

防災都市づくり施策の検討にあたっては、国、都道府県等の関係機関や地域との連携や相互の協議・調整の場を確保し、必要な働きかけを行うことが必要である。

○関係機関等との協議・調整の場づくり

①計画策定時における関係機関との協議・調整の場づくり

⇒防災都市づくり計画策定時において、庁内関係部局の他、国や都道府県の施設管理者を巻き込んだ検討体制を構築する。

表 施策連携に必要な協議体制(例:地震・津波災害)

国・都道府県・関係機関等	施策連携に係る主な役割
道路施設管理者	所管施設の防災拠点利用、高規格道路の避難施設利用、津波に対する二線堤機能確保 等
河川・砂防施設管理者	所管施設(河川・砂防施設)の避難施設利用、洪水・土砂災害に対する構造強化(河川・砂防施設による外力低減)、津波に対する二線堤機能確保(河川堤防) 等
海岸保全施設管理者	津波・高潮災害に対する構造強化(海岸保全施設による外力低減)、所管施設の避難施設利用 等
防災担当部局	広域防災拠点としての位置づけによる所管施設の早期機能復旧・アクセシビリティの確保 等

②防災関連計画策定時における施策連携に係る関係機関との協議・調整の場づくり

⇒津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)、河川整備計画、区域マス等、関連計画の策定時において、関係機関と連携可能な施策を協議・検討し、空間整備に係る具体的施策の役割分担について調整を行う。

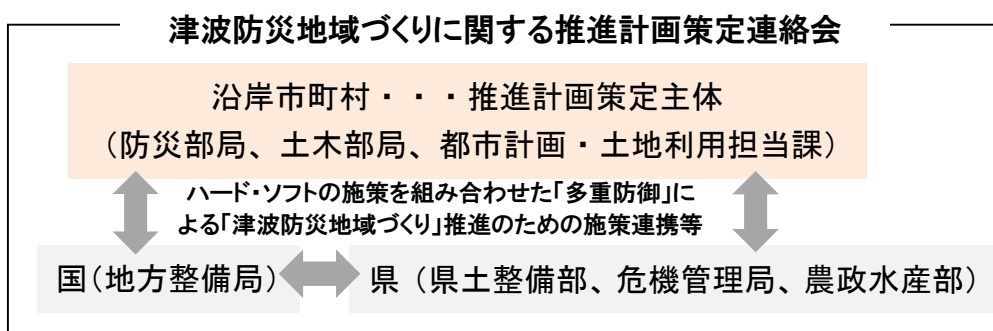


図 防災関連計画策定時における施策連携に係る関係機関との協議・調整の場づくりの活用例

- ③地域のまちづくり組織等を巻き込んだ協議・調整の場づくり
 ⇒水害に強い地域づくり協議会や、地域のまちづくり組織等との協議の場を設け、
 自助共助の取り組みと連携した防災まちづくり施策を推進する。

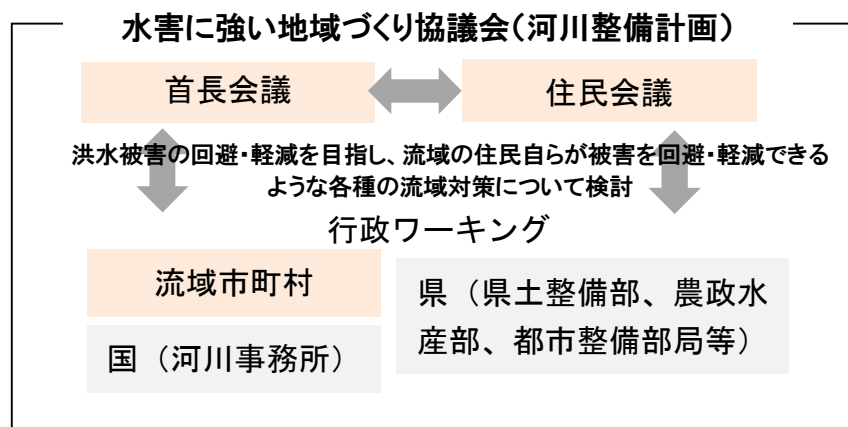


図 地域のまちづくり組織等を巻き込んだ協議・調整の場づくりの活用例

○モデル地区の選定と地域との協議体制（地域の参画）

防災都市づくり計画の実現にあたり、先行事例となるモデル地区を設定し、地区レベルの取り組み展開を図ることが重要である。

モデル地区については、計画策定時より、地域主体の防災まちづくりの取り組み支援を行い、行政と地域との災害リスク情報の共有体制や具体的な施策合意に係る検討体制を構築する必要がある。

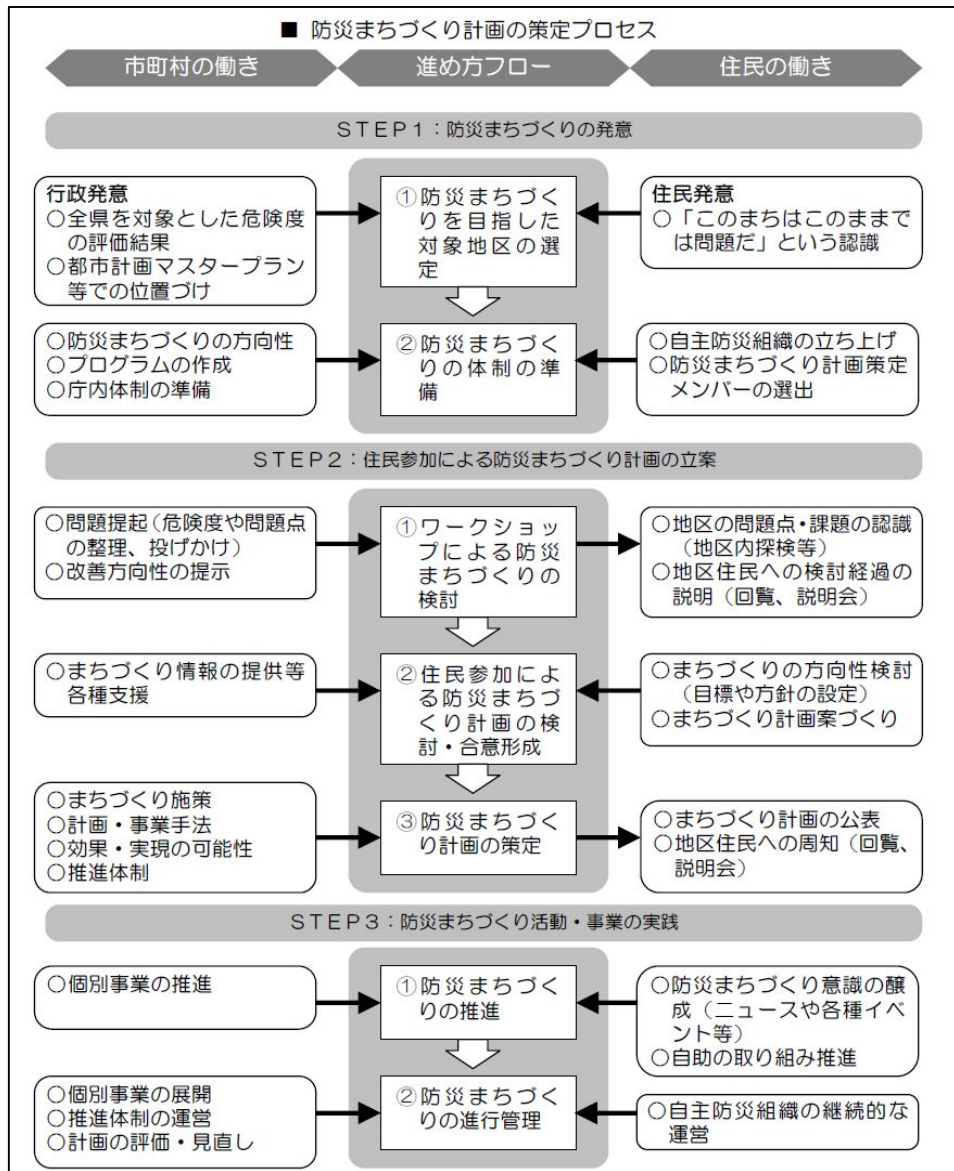


図 計画策定プロセスのイメージ
 （出典：震災に強いまちづくり指針 概要版 平成 18 年 3 月 和歌山県）

(防災都市づくり計画の活用について)

■防災都市づくり計画の活用方法

○災害リスク情報の活用

ハザードマップや被害想定結果等の災害リスク情報を示したマップ、計画策定時に作成した「防災まちづくり情報マップ」等を、広く市民や地域に対し積極的に公開することで、自助・共助による防災まちづくりの取り組みの促進を図る。



参考例:

地元運営のまちづくり協議会への区及び都の参加による、災害リスク情報(浸水実績・ハザードマップ)の発信と内水対策(下水道施設整備)に係る事業効果の説明

○災害リスク情報を踏まえた都市計画に向けて

防災まちづくり情報マップ等により整理した都市における課題、防災都市づくりの基本方針や具体的施策を都市計画マスタープランにおける全体構想や地域別構想へ反映し、都市の将来像や日常のまちづくりにおける防災性の評価の視点を付加する。

○防災と都市計画の有機的な連携

地域防災計画に防災都市づくり計画を位置付け、長期的な防災まちづくりの視点を、地域防災計画の予防計画に記載した施策へ反映することで、防災都市づくり計画に記載した施策との整合を図る。

○計画に位置付けられた施策の推進

防災を明確に意識した都市づくり施策を都市計画に反映し、多様な主体との協働により防災機能を積極的に評価した施策、地震・津波・水害等の様々な災害に効果を発揮する施策等を優先的に実施する。

○連携強化の契機

被害想定や災害危険度、シミュレーション結果等の更新時における対応策の見直しや、防災都市づくり計画策定時における施策検討の機会を関係部局・機関との連携強化の契機とし、総合的な防災まちづくりの取組展開を図る。



■防災都市づくり計画の公表

保有する災害リスクと対応する施策を整理し、自助共助の取り組み推進や、庁内関係部局及び関係機関と連携した総合的な防災都市づくりの取り組み展開について取りまとめた防災都市づくり計画は、多くの住民等にみていただけるように、リーフレットやホームページなどで幅広く周知することが重要である。

【計画の公表の意義】

- 施策と対応した災害リスク情報の周知
- 地域における自助共助の取り組み促進
- 関係機関等との連携の促進

はじめに（記載例）

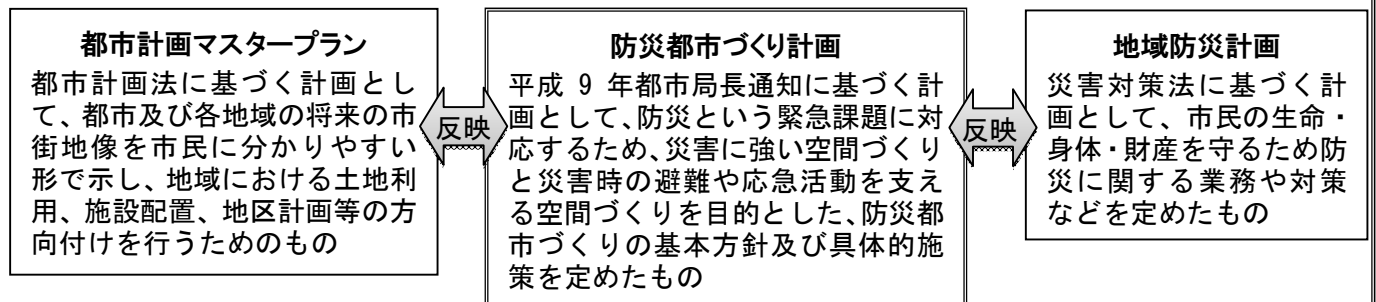
□ 計画の策定目的

本計画における災害リスク情報の提供により地域防災力の向上を図り、さらに計画策定段階からの庁内及び関係部局との連携体制を構築し、事業の推進により多様な災害へ対応していくことで、本市における多様な災害リスクから市民の生命・財産を守り、被災後の早期復旧・復興が可能となる防災都市づくりを目指す。

□ 計画の位置づけ

防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、多様な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的施策として防災都市づくり計画を策定する。

防災都市づくり計画は、主に短期的な施策を位置付けた「地域防災計画」と主に長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」の間を双方向につなぐものとして位置づけられる。また、本計画の策定を通じて得られた新たな課題や取り組みについては、今後策定していく都市計画マスタープランや地域防災計画等の関連計画に反映していくものとする。



（解 説）

■ 防災都市づくり計画の定義

防災都市づくり計画とは、「都市防災構造化対策の推進について」（平成 9 年 10 月 17 日都市局長通知）に基づき、地方公共団体が防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、災害リスクを考慮した都市の課題整理と防災都市づくりの基本方針、具体的施策を示したものである。

■ 計画策定の背景・目的

計画の冒頭において計画策定の背景・目的を記載する際に、以下の 3 点の視点から、防災都市づくり計画の特徴（上位・関連計画との違い）、計画策定及び施策実施時の体

制について、考え方を整理しておく必要がある。

- 計画策定の背景（様々な災害を想定した事前対策の必要性等）
- 自助共助の取り組み推進や、庁内関係部局及び関係機関と連携した総合的な防災都市づくりの取り組み展開の重要性（地域防災力の向上や施策連携の重要性等）
- 計画策定や施策実施による効果（防災の視点を踏まえた都市像や関連計画・施策への反映等）

また、既に防災都市づくり計画（例えば地震災害を対象した計画）が策定済みである場合、新たに水害や津波災害等に対象災害を広げ、様々な災害の規模・内容に応じた対応策に取り組むためには、地域の自助共助の取り組みや庁内関係部局・関係機関との連携が重要となる。

災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強い国土・地域づくりが求められている中で、都市計画の中にあらゆる自然災害による被害の抑止・軽減を目的の一つとして明確に位置づけることが不可欠である。

■計画の位置づけ

＜市町村で定める上位・関連計画との整合＞

本計画は、上位・関連計画となる総合計画（基本構想・基本計画）や都市計画マスタープラン、地域防災計画の施策との整合を図る。

また、その他の関連計画については、復興計画・復興マニュアル、避難計画・業務継続計画・要援護者支援マニュアル・福祉のまちづくり計画・緑のマスタープラン・各公共施設の整備計画・住民参加のまちづくり等、幅広い分野のまちづくり施策との整合も視野に入れる。

＜国・県・関係機関における防災対策との連携＞

国・県・市町村で定める地震防災戦略やアクションプラン等に示した減災目標等の内容との連携を図る。また、施設整備による外力低減策等は、国・県・関係機関の施設管理者が定める整備計画を踏まえ、市町村の施策・事業範囲との役割分担を整理しておく必要がある。

大規模な津波災害や水害等の対応策については、多重防御の観点や国・都道府県等の所管施設の活用、広域的な防災拠点の確保や外部支援・協力体制も関連施策として掲載しておくことが重要であるため、国・都道府県・関係機関の防災計画（大綱・防災業務計画・地域防災計画・業務継続計画等）や都市・地域づくりに係る計画等との連携を記載しておく。

＜被災地における復興計画・事業や新たな上位・関連計画への反映＞

被災地においては既往の復興方針、復興計画との整合を図るものとし、復興計画策定後に改訂される、新たな総合計画、都市計画マスタープラン、地域防災計画等の上位・関連に反映していくことも視野に入れる。

また、国・県等における上位・関連計画や施設整備に係る各種計画とも連携を図り、広域的な防災計画や各機関が所管する防災拠点施設の防災機能の強化などに取り組む。

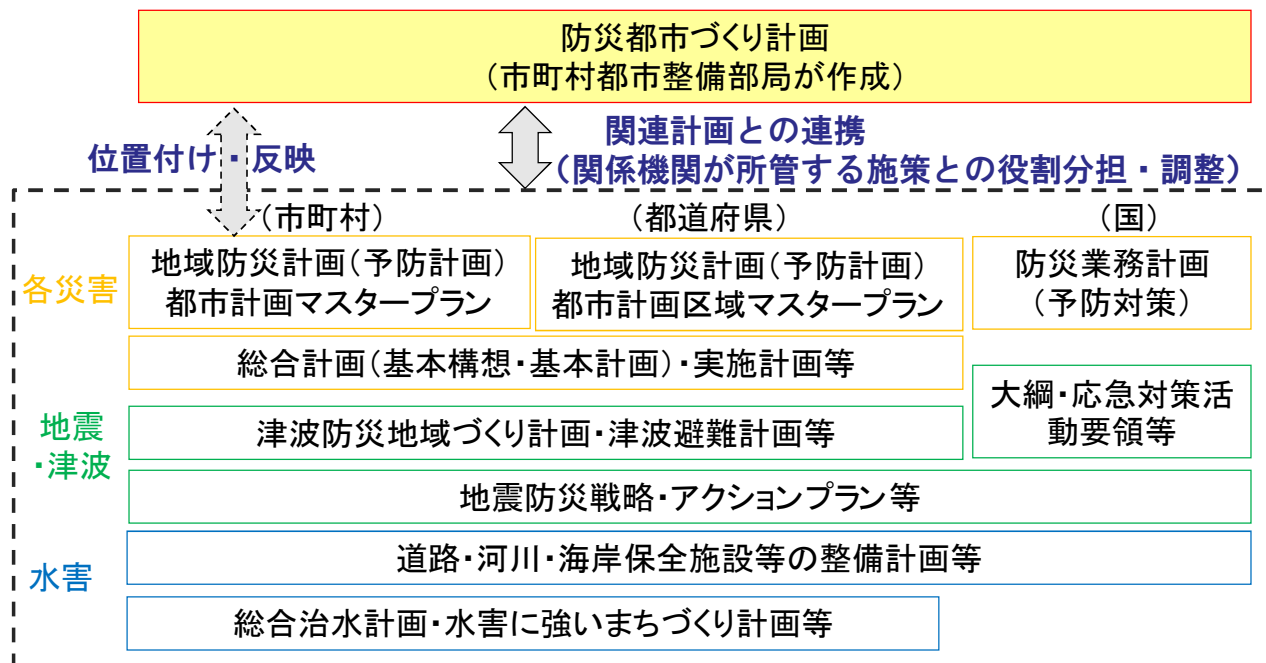


図 防災都市づくり計画と主な関連計画の関係